

資料配布の場所

1. 国土交通記者会
 2. 国土交通省建設専門紙記者会
 3. 国土交通省交通運輸記者会
 4. 筑波研究学園都市記者会
- 令和6年2月6日同時配布



令和6年2月6日
国土技術政策総合研究所

令和6年能登半島地震による建築物の津波被害及び瓦屋根の地震被害現地調査報告(速報)をHPで公開しました。

令和6年能登半島地震による建築物の津波被害及び瓦屋根の地震被害について、国総研及び建研が実施した調査の速報を国総研及び建研のホームページに掲載しました。

○令和6年能登半島地震による建築物の津波被害及び瓦屋根の地震被害現地調査報告(速報) 主な調査結果は以下の通り。今後、本現地調査で収集した基礎資料をもとに被害原因等の考察を行う予定であり、これに伴い、本報告の内容には修正が加えられる可能性がある。

(1) 津波による建築物の被害

- ・津波シミュレーションで比較的大きな津波が襲来した可能性があるとされていた上越市では、海の家や住宅の浸水被害は見られたが、高台に位置しているものが多いことなどから津波による住宅の構造躯体への被害は見られなかった。
- ・能登半島では珠洲市宝立町鶴飼、珠洲市飯田町、珠洲市三崎町寺家及び鳳珠郡能登町白丸で多くの建築物の津波被害を確認した。これらの調査範囲では、津波の被害形態として建築物の移動・流失、外壁及び開口部の損傷(漂流物の衝突)、隅柱の流失、周囲の地盤の洗掘等が確認できた。津波の痕跡高さを調査すると、珠洲市宝立町鶴飼では約3m、鳳珠郡能登町白丸では3m以上の高さに及ぶものであった。
- ・津波による被害は堤防等の流れの抵抗になるものがなく、海に面している立地で多く確認された。逆に、これらが整備されている区域では津波による被害が軽減されていた。

(2) 地震による瓦屋根の被害

- ・令和5年5月の瓦屋根の地震被害調査と同様に、ガイドライン工法で施工された住宅の瓦屋根を調査した。震度6強の地震を2回経験した後であっても、ガイドライン工法で施工された屋根瓦に被害は確認されなかった。
- ・能登地方では古くから平部の瓦を緊結線などで全数留付ける工法が採用されていたことから、上部構造が倒壊した住宅であっても、その多くの屋根で平部の瓦が脱落していないことを確認した。

本資料は、国総研ホームページ及び建研ホームページで公開しています。

ダウンロード先URL:

<https://www.nilim.go.jp/lab/bbg/saigai/R5/notojishin03.pdf>

※同時発表: 国立研究開発法人 建築研究所

(問い合わせ先)

国土技術政策総合研究所 建築研究部(併)都市研究部

建築災害対策研究官 山口 陽(内線 4326)

TEL: 029-864-4437 E-mail: yamaguchi-a92ta@mlit.go.jp